

2022年度第2回定時社員総会

と き：2023年3月11日(土) 13時30分～15時00分

と ころ：Zoomによるオンライン会議

(ホスト会場：鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター)

会員数 347名 (2023年3月11日現在)

次 第

【 開 会 】

1 あいさつ

2 議長選出

3 議事録署名者の選任

4 議 事

(1) 第1号議案 定款の変更(理事会議事録の改正)について

(2) 第2号議案 2023年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

5 その他

2023年度第1回定時社員総会の日程について

日時 5月27日(土) 13時30分～15時00分

会場：Zoomによるオンライン会議

【 閉 会 】

一般社団法人鳥取県社会福祉士会

一般社団法人鳥取県社会福祉士会役員

任期：理事 2021年5月29日～2023年5月総会終結時

監事 2021年5月29日～2023年5月総会終結時

役 職	氏 名	地区	所 属	就任	担当委員会
会 長	朝倉 香織	中	鳥取県社会福祉協議会	1期	(全体統括)
副会長	前田 啓喜	東	楽生後見事務所	3期	ぱあとなあ鳥取
〃	河本 勢津子	中	倉吉市社会福祉協議会	3期	地域社会・多文化委員会
常務理事	岸本 照之	東	鳥取県社会福祉士会	3期	(全体統括)
理 事	石田 浩朗	東	鳥取西地域包括支援センター	2期	高齢者生活支援委員会
	桐谷 峰子	東	障害者支援センターしらはま	1期	障がい児・者生活支援委員会
〃	藤井 太陽	中	倉吉中央地域包括支援センター	2期	生涯研修員会
〃	佐々木 政治	中	よどえババール園	1期	障がい児・者生活支援委員会
〃	野浪 一仁	西	境港市地域包括支援センター	3期	子ども家庭支援委員会
〃	平林 和宏	西	権利擁護ネットワークほうき	3期	生涯研修員会
〃	神坂 綾	西	錦海リハビリテーション病院	2期	保健医療委員会
〃	石橋 弥雪	西	鳥取県米子児童相談所	1期	組織委員会
監 事	森田 礼子	東	鹿野かちみ園	2期	
〃	手島 孝人	西	とっとり被害者支援センター	2期	

【第1号議案】

定款の変更（理事会議事録の改正）について

（提案理由）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律改正（令和元年12月11日法律第71号）に伴い本会定款第44条の理事会議事録について、以下のとおり改正したい。

（経過）

本会定款は、2009（平成21）年3月に制定しました。2019（令和元）年12月に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律改正により理事会決議事項が改正されました。本会は定款変更未実施のため、議事録作成にあたり定款ではなく法令が優先され、理事会に出席した理事及び監事の署名・押印が必要となっています。

このため、法令に準拠した定款・議事録に改正しようとするものです。

一般社団法人 鳥取県社会福祉士会 定款

新	旧
第5章 理事会 ～省略～ （議事録） 第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、 <u>出席した会長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。</u> ～省略～ 付則 この定款の変更は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。 付則 <u>この定款の変更は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u>	第5章 理事会 ～省略～ （議事録） 第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事のうち1名以上及び監事が署名・押印しなければならない。 ～省略～ 付則 この定款の変更は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(理事会の決議)

第95条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあつては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 理事会の決議に参加した理事であつて第3項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

【第2号議案】

2023年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

(提案理由)

2023年度事業計画(案)及び収支予算(案)を作成したので、承認願いたい。

(資料)

2023年度事業計画(案) 資料p. 6～11

2023年度収支予算(案) 資料p. 12～14

(説明)

○事業計画

～全体計画～

①本年9月に本会設立30周年。記念事業の開催を予定。

②財政基盤再生計画検討委員会の開催

2019年度事務局独立後、支出超過となっている予算収支差額の改善・検討。

③災害時支援体制の取組み(災害支援PTの開催)

～委員会活動～

④全国一斉入会促進キャンペーンの実施(対象:30歳以下の新入会員)

⑤権利擁護(成年後見)をテーマとした会員外研修の開催、入会促進

⑥ソーシャルワーカーデー実行委員会への参加

⑦基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのオンラインによる開催並びにスーパービジョンの実施

⑧児童虐待防止キャンペーン・オレンジリボンたすきリレー参加

⑨成年後見人材育成研修(岡山県士会)への参加協力

○収支予算書

①正会員会費収入 355人(345人) 5,325千円(150千円増)*10名増。現在会員数347人

②入会金収入 10人(15人) 50千円(△25千円)*5名減

③受託金収入 2,482千円(16千円増) *県非常勤職員賃金単価見直し

④参加費収入 1,467千円(178千円増) *基礎研修受講料単価改正、スーパービジョン受講料、
ソーシャルワーカーデー負担金80千円、非会員参加費徴収45千円

⑤寄付金収入 後見報酬寄付金 3,000千円(△200千円) *前年度実績

⑥ばあとなあ鳥取活動費収入 1,100千円(50千円増) *名簿登録者5人増

⑦受託事業費支出 2,482千円(16千円増)

⑧研修費支出 委員会主催研修891千円(80千円増):委員会主催研修567千円、ソーシャル
ワーカーデー224千円、設立記念事業100千円、中央主催研修派遣369千円(44千円増)

- ⑨ばあとなあ助成金支出 旅費交通費 150 千円 (160 千円減)、諸謝金支出 243 千円 (△19 千円減)、助成金支出 (後見報酬不足補填) 320 千円 (△128 千円)
- ⑩事務局支出 職員給料支出の減 (法定福利費支出) 740 千円 (△10 千円)
- ⑪事務諸費支出 1,448 千円 (△60 千円) *委託事業支出により減額
複写機リース料、電話機リース料、パソコンリース料等
- ⑫諸会費支出 日本社会福祉士会会費 1,775 千円 (50 千円増) *会員 10 名増
- ⑬事業収支差額 事業活動収入 13,667 千円－事業活動支出 15,917 千円＝△2,250 千円
- ・2022 年度 13,483 千円－15,983 千円＝△2,500 千円
 - ・2021 年度 13,099 千円－15,949 千円＝△2,850 千円
 - ・2020 年度 12,834 千円－16,478 千円＝△3,644 千円
- ⑭前期繰越収支差額 研修・会議旅費等支出減による繰越額 3,000 千円 (△1,000 千円)
- ⑮特定資産 13,140 千円 (備品等取得資金積立 8,750 千円、成年後見活動資金積立 4,390 千円)
- ※特定資産額は 2018 年度 1,400 千円の積増しにより現在の積立額 13,140 千円となる。

(-メモ-)

5 その他

2023年度第1回定時社員総会の日程について

日時 2023年5月27日（土） 13:30～15:00

会場 Zoomによるオンライン会議

議案 2022年度事業報告（案）並びに収支決算（案）について
役員改選選挙

一般社団法人鳥取県社会福祉士会 2023年度事業計画

【基本方針】

本会は、本年9月に設立30周年を迎えます。この間、会員の活動分野も広がり、会の活動も多分野に亘る知識の研鑽、成年後見制度をはじめとする権利擁護活動を中心に取組みを充実してきました。関係機関等から専門職、専門職団体としての認知が進むとともに、本会への期待や要望も高まっています。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、私たちを取り巻く環境は大きく変わりました。社会的弱者と言われる人々の課題の深刻化と同時に、減収・離職、精神疾患の発症等により、これまで福祉制度・サービスを必要としなかった人々が制度の狭間で苦しむ状況も発生しています。

現在、包括的支援体制整備が進められており、これまで以上に丸ごと受け止め、多職種が連携した相談支援、社会参加や人々のつながりが求められています。

本会の社会的使命を果たすため、より一層会の組織強化、研修やスーパービジョンによる会員の質の担保など社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）の人材育成が必須です。私たち会員は、本会活動の活性化と組織力強化を目指し、地域の関係職種・機関との連携・協働、ネットワークの構築に努め、利用者の権利擁護を基本視点に、利用者を取り巻く環境整備にも配慮し、相談援助、生活支援及び社会的実践活動を行っていきます。

【運営方針】

1. 組織・運営体制の充実強化
 2. 会員の専門性の向上(知識、技術、倫理)
 3. 地域に根ざした社会福祉実践と新たなニーズへの対応
 4. 委員会及び権利擁護センターぱあとなあ鳥取の活動の充実強化
-
1. 会の組織、運営の充実のための事業
 - (1) 登録者及び受験資格保有者の把握と加入の呼びかけ
 - (2) 理事会の開催 年5回（4月、5月、8月、11月、2月）
 - (3) 総会の開催 年2回（5月、3月）
 - (4) 正副会長会（業務執行役員会）の開催 随時
 - (5) 監事会の開催 年1回（4月）
 - (6) 選挙管理委員会の開催 年1回（4月）
 - (7) 財政基盤再生計画検討委員会の開催
 - (8) 委員長会議の開催 年1回（8月）
 - (9) 中央・ブロック会議への出席
 - (10) 生涯研修センターの充実
 - (11) 災害時支援体制の取組み（災害支援プロジェクトチームの設置）
 - (12) 地区活動の充実
 2. 委員会活動（※各委員会の目的や活動については委員会活動計画参照）
 - (1) 組織委員会
 - (2) 生涯研修委員会（生涯研修センター）
 - (3) 高齢者生活支援委員会
 - (4) 障がい児・者生活支援委員会
 - (5) 子ども家庭支援委員会

- (6) 保健医療委員会
- (7) 地域社会・多文化委員会

3. 調査研究及び研修事業

- (1) 会員のための研修
 - ①派遣研修 必要な研修会への会員派遣
 - ②地区別研修会
- (2) 受験者への研修会等
 - ①模擬試験の実施（10月）
- (3) 認定社会福祉士に関する研修会等
 - ①基礎研修Ⅰ
 - ②基礎研修Ⅱ
 - ③基礎研修Ⅲ
 - ④スーパービジョン研修

4. 虐待防止への取り組み

- (1) 高齢者関係
 - ①高齢者虐待対応現任者研修
- (2) 障がい児・者関係
 - ①障がい者虐待対応防止研修
- (3) 高齢者虐待・障がい者虐待の虐待対応専門職チーム等への参画

5. 権利擁護センター「ぱあとなあ鳥取」の運営（※ぱあとなあ鳥取参照）

6. 広報・啓発事業

- (1) ホームページによる情報発信
- (2) パンフレット等の発行
- (3) 設立30周年記念事業の開催

7. 講師の派遣

- (1) 学校、研修会等への講師派遣

8. 関係機関との連携

- (1) 関係機関、専門機関との連携を図る
 - ①公的機関との連携
 - ②家庭裁判所、弁護士会、司法書士会等権利擁護制度に係る関係機関・団体との連携
 - ③鳥取県災害派遣チーム（DWA T）との連携
 - ④その他必要な諸団体との連携
- (2) 日本社会福祉士会との連携を密にし、都道府県士会との交流を図る
- (3) 開業社会福祉士への支援

9. その他の事業

- (1) 上記事業の他、理事会及び各委員会の決定により、必要に応じて実践活動を行う。

委員会活動計画

組織委員会

1. 目的

組織委員会は、常に会員の状況を把握し、会員の増強等、組織の充実強化に取り組むとともに、会員相互の連携をもとに、広報活動を通じて鳥取県社会福祉士会の存在と意義を内外に広く発信し、本会の事業全体の円滑な推進を図ることを目的とする。

2. 活動計画

(1) 委員会の開催 年3回

(2) 会員名簿作成事業

(3) 入会促進事業

①模擬試験受講者に対する加入案内（合格発表10日前）

②未加入者に対する勧誘広報活動の実施

③全国一斉 入会促進キャンペーンの実施（対象：30歳以下の新入会員）

④全体研修会（オンライン）の実施（「権利擁護（成年後見）」）

(4) 広報活動の実施

・ホームページによる情報提供（CMS管理）

(5) 社会福祉士国家試験・全国统一模擬試験の実施（在宅受験）

(6) ソーシャルワーカーデー実行委員会への参加（精神保健福祉士会、医療ソーシャルワーカー協会との共催）

(7) 新入会員へのオリエンテーション（ファーストステップセミナー「さいしょの一步」）の実施

生涯研修委員会（生涯研修センター）

1. 目的

社会福祉士は、生涯にわたって「社会福祉士としての専門性」を追求し、現実の福祉の課題に対応できる実践力を身につけていく努力が必要である。社団法人日本社会福祉士会の生涯研修制度及び認定社会福祉士制度と連動しながら、会員一人ひとりが専門職としての価値、知識、技術の水準の維持向上を図っていくことを目的として、他の委員会主催の研修会等との関係調整を図りながら研修会を企画実施する。

2. 活動計画

(1) 委員会の開催 年4回程度

(2) 基礎研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの実施 通年

(3) スーパービジョン研修の実施 通年

(4) 他委員会の研修日程の調整

(5) 年間研修計画の立案

(6) 分野横断的研修の企画

(7) 日本社会福祉士会の開催する会議・研修会への派遣 年4回程度

高齢者生活支援委員会

1. 目的

高齢者の生活支援における、質の高い総合相談業務を遂行できるよう社会福祉士と

しての力量を高めるとともに、情報交換・相互支援などを行うことにより会員の資質の向上を図る活動を行う。

2. 活動計画

- (1) 委員会の開催 年3回
- (2) 委員会内容の充実
 - ①情報交換・勉強会（事例検討等）の実施
 - ②委員相互の連携強化
 - ③委員長・副委員長会議 年3回
- (3) 研修会の開催
 - ①在宅高齢者虐待対応担当者研修（鳥取県より委託事業）
 - ②養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修（鳥取県より委託事業）
 - ③ソーシャルワーク実践研修（会員、会員外の関係者を対象）
- (4) ホームページによる高齢者生活支援に関する情報提供

障がい児・者生活支援委員会

1. 目的

障がい児・者の地域生活の支援のあり方等について、現状把握・課題の調査・研究を行うとともに、社会福祉士としての資質の向上を図る活動を行う。

2. 活動計画

- (1) 委員会の開催 年3回
会員同士で、情報交換・意見交換、事例研究等から課題抽出
- (2) 研修会の開催
 - ①障がい者虐待防止等研修（鳥取県より委託事業）
 - ②障がい者の地域福祉に関する研修会（会員及び会員外の関係者を対象）

子ども家庭支援委員会

1. 目的

子どもの人権に着目し、地域、学校における子ども家庭支援の役割を果たす上において重要な人材として期待される社会福祉士の力量を高めるため、施設視察、研修、情報交換等を通して会員相互のネットワークを構築し、子どもの権利擁護、家庭支援の推進を図ることを目的とする。

2. 活動計画

- (1) 委員会の開催 年3回
 - ①児童福祉施設等視察研修の企画
 - ②スクールソーシャルワーク研修の企画
 - ③情報交換・勉強会の開催
 - ④委員会の連携強化
 - ⑤委員長・副委員長会議 年3回
- (2) 視察及び研修会の開催
 - ①児童福祉施設等視察研修（年1回）
 - ②スクールソーシャルワーク研修（年1回）
- (3) その他
 - ①児童虐待防止キャンペーン「オレンジリボンたすきリレー」参加（11月）

保健医療委員会

1. 目的

保健医療と福祉の連携促進が求められるなか、それに資する力量への向上を図るため、保健医療分野における会員研修や地域活動など各般の取組を行う。

2. 活動計画

- (1) 委員会の開催 年3回(研修会との同時開催含む)、ICTを活用したオンラインを基本とし、感染流行状況を見極めつつのハイブリッド研修の開催も検討していく。
 - ①会員相互や地域との連携強化に向けた課題抽出とアイデア案出
 - ②保健医療分野における研修会の企画・開催（保健医療委員会研修会）
 - －地域共生社会の実現に向けてチームを育む実践力向上セミナー
 - －ソーシャルワーク実践を科学化する
 - ③認定社会福祉士認証認定研修の開催検討
 - ④次年度事業計画及び予算の協議
 - ⑤委員長・副委員長会議年5回
- (2) 研修会の開催
保健医療委員会研修会（年3回）
 - ① ソーシャルワークを科学化する
 - ② 第5回地域共生社会の実現に向けてチームを育む 実践力向上セミナー
 - ③ 第6回地域共生社会の実現に向けてチームを育む 実践力向上セミナー

地域社会・多文化委員会

1. 目的

地域福祉、司法福祉、生活困窮者等への相談支援業務の向上を図るための会員研修や地域活動など幅広い取組を実施する。

2. 活動計画

- (1) 委員会の開催 年3回
 - ①年間計画打ち合わせ、情報交換
 - ②研修会の企画
 - ③次年度事業計画及び予算の協議
- (2) 研修会の開催（2回）
重層化支援体制整備事業（県内の状況把握及び県外の先進的な取り組み事案の紹介等）
司法福祉について(更生保護等)
災害時での福祉支援体制について（鳥取県 DWAT、災害ケースマネジメント等）

権利擁護センターぱあとなあ鳥取

基本方針：鳥取県社会福祉士会の事業の一環として、その目的を達成するために組織を充実するとともに、会員の質の向上を目指し、広く権利擁護活動を行う。

1. 組織の充実

- (1) 名簿登録会員数の拡大
- (2) 養成研修受講者の確保
 - ①成年後見人材育成研修（広島県・岡山県社会福祉士会主催）への参加協力
・受講者の募集・推薦

- ・演習チューターの派遣
- ・その他必要と判断される協力

2. 会員の質の向上

- (1) 県内での名簿登録研修会の開催（1～2月に県内3ブロックでの実施）
- (2) 会員のための定期的な学習会の開催
 - 年3回の東・中・西部での学習会の開催
 - 年1回全県での学習会の開催（9月頃）
 - ・活動事例報告、各種講演等
- (3) 関係機関が主催する研修会等への積極的な参加

3. 関係機関との連携

- (1) 家庭裁判所との連携
 - ①家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会への参加
 - ②家庭裁判所からの説明会、意見交換会への参加
 - ③家庭裁判所への後見候補者名簿の提出
- (2) 県内の成年後見支援センターとの連携
 - ①東部地区 とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポセンターとっとり）
 - ②中部地区 中部成年後見支援センターミットレーベン
 - ③西部地区 西部後見サポートセンターうえるかむ
- (3) 公的機関をはじめとするその他の関係機関との連携

4. 受任者支援の仕組

- (1) 東・中・西部に相談担当者の選任
- (2) 後見活動支援、活動報告書の提出及び活動報告書作成に係る支援

5. 相談・後見活動

- (1) 後見人等の積極的な受任
- (2) 東・中・西部相談窓口での相談対応

6. 日本社会福祉士会ばあとなあとの連携

- (1) 定期活動状況の報告
- (2) 日本社会福祉士会主催の会議、研修会等への参加

7. 運営委員会

- (1) 運営委員会を定期的又は随時開催し、会のスムーズな運営を図る。

一般社団法人鳥取県社会福祉士会 2023年度収支予算

2023年4月1日～2024年3月31日

(単位：千円)

科 目	2023年度 予算額	2022年度 予算額	増 減	摘 要
I 事業活動収入の部				
1 事業活動収入				
1 会費収入	5,326	5,176	150	
1 正会員会費収入	5,325	5,175	150	@15,000×355人 5,325,000円
2 賛助会費収入	1	1	0	
2 入会金収入	50	75	△25	
1 入会金収入	50	75	△25	@5,000×10人 50,000円
3 補助金収入	1	1	0	
1 県補助金収入	0	0	0	
2 その他補助金収入	1	1	0	
4 受託金収入	2,483	2,467	16	
1 県受託金収入	2,482	2,466	16	高齢者虐待対応研修 496,000円 障がい者虐待防止研修 1,986,000円
2 その他受託金収入	1	1	0	
5 助成金収入	132	132	0	
1 県社協助成金収入	130	130	0	社会福祉事業振興基金助成金 130,000円
2 日本社会福祉士会助成金収入	1	1	0	
3 その他助成金収入	1	1	0	
6 事業収入	1,572	1,379	193	
1 参加費収入	1,467	1,289	178	基礎研修Ⅰ 会員@10,000×16人 160,000円 非会員@20,000×2人 40,000円 基礎研修Ⅱ 会員@20,000×15人 300,000円 非会員@40,000×1人 40,000円 基礎研修Ⅲ 会員@40,000×12人 480,000円 非会員@80,000×0人 0円 スーパービジョン受講料@23,000×14人 322,000円 その他研修 125,000円
2 受講料収入	105	90	15	統一模擬試験受験料@7,000×15人 105,000円
7 寄付金収入	3,000	3,200	△200	
1 寄付金収入	0	0	0	
2 指定寄付金収入	3,000	3,200	△200	後見報酬8% 3,000,000円
8 雑収入	2	2	0	
1 受取利息収入	1	1	0	
2 雑収入	1	1	0	
9 特定資産運用収入	1	1	0	
1 特定資産受取利息収入	1	1	0	
10 ばあとなあ鳥取活動費収入	1,100	1,050	50	
1 名簿登録料	1,100	1,050	50	@10,000×110人 1,100,000円
事業活動収入計(A)	13,667	13,483	184	
II 事業活動支出の部				
1 事業活動支出				
1 事業費支出	7,172	7,243	△71	
1 広報費支出	286	286	0	
1 通信運搬費支出	94	94	0	会員名簿作成経費@120×360 43,200円 @140×360 50,400円
2 印刷製本費支出	45	45	0	会員名簿作成印刷代 5,000円 封筒等印刷代 40,000円
3 委託料支出	139	139	0	ホスティング費(サーバ-管理料等)8,800×12 105,600円 ドメイン更新費(SSL証明書更新費用含) 11,000円 メンテナンス保守費 22,000円
4 手数料	8	8	0	振込手数料 8,000円
2 受託事業費支出	2,482	2,466	16	高齢者虐待対応研修 496,000円 障がい者虐待防止研修 1,986,000円
1 会議費支出	40	40	0	高齢者虐待対応研修 0円 障がい者虐待防止研修 40,000円
2 旅費交通費支出	271	310	△39	高齢者虐待対応研修 60,000円 障がい者虐待防止研修 211,000円
3 通信運搬費支出	200	200	0	高齢者虐待対応研修 40,000円 障がい者虐待防止研修 160,000円

(単位：千円)

科 目	2023年度 予算額	2022年度 予算額	増 減	摘 要
4 消耗品費支出	22	22	0	高齢者虐待対応研修 2,000円 障がい者虐待防止研修 20,000円
5 印刷製本費支出	210	210	0	高齢者虐待対応研修 60,000円 障がい者虐待防止研修 150,000円
6 使用料及び賃借料支出	229	229	0	高齢者虐待対応研修 29,000円 障がい者虐待防止研修 200,000円
7 諸謝金支出	495	495	0	高齢者虐待対応研修 147,000円 障がい者虐待防止研修 348,000円
8 広報費支出	380	380	0	新聞広告掲載料(障がい者研修分) 380,000円
9 手数料支出	107	107	0	振込手数料) 高齢者虐待対応研修 7,000円 障がい者虐待防止研修 100,000円
10 賞金支出	528	473	55	賞金) 高齢者虐待対応研修 151,000円 障がい者虐待防止研修 377,000円
3 研修費支出	2,493	2,414	79	基礎研修Ⅰ 192,000円 基礎研修Ⅱ 333,000円 基礎研修Ⅲ 366,000円 スーパービジョン研修 322,000円 各委員会等主催研修 891,000円 中央主催研修等派遣経費等 369,000円 什器備品費 20,000円
1 会議費支出	3	2	1	
2 旅費交通費支出	461	431	30	
3 通信運搬費支出	327	327	0	
4 消耗品費支出	57	51	6	
5 印刷製本費支出	210	190	20	
6 使用料及び賃借料支出	404	364	40	
7 諸謝金支出	832	839	△ 7	
8 受講料支出	74	75	△ 1	
9 手数料支出	105	105	0	
10 什器備品費支出	20	30	△ 10	
4 国家試験準備講習会事業費支出	105	109	△ 4	
1 会議費支出	0	0	0	
2 旅費交通費支出	4	4	0	試験監督旅費
3 通信運搬費支出	29	29	0	模擬試験開催案内発送料
4 消耗品費支出	62	66	△ 4	模擬試験セット等購入費
5 印刷製本費支出	2	2	0	
6 使用料及び賃借料支出	6	6	0	模擬試験会場使用料
7 諸謝金支出	0	0	0	
8 手数料支出	2	2	0	振込手数料
5 成年後見等事業費支出	0	0	0	
6 活動費支出	410	410	0	
1 委員会活動費支出	210	210	0	委員会活動費@30,000×7委員会 210,000円
2 ブロック活動費支出	150	150	0	ブロック活動費@50,000×3地区 150,000円
3 災害支援活動費支出	50	50	0	
7 ばあとなあ鳥取活動費支出	1,396	1,558	△ 162	
1 会議費支出	5	5	0	5,000円
2 旅費交通費支出	150	310	△ 160	運営委員会、全国・中四国連絡会議、名簿登録研修等 150,000円
3 通信運搬費支出	60	60	0	60,000円
4 消耗品費支出	10	10	0	10,000円
5 印刷製本費支出	30	30	0	コピー代 30,000円
6 使用料及び賃借料支出	25	25	0	会場費等 25,000円
7 諸謝金支出	243	262	△ 19	講演・事例検討会講師謝金3ブロック×年1回 30,000円 活動報告書フェック料@400×220件×2回 176,000円 名簿登録研修研修運営スタッフ@2,000円×3×2回 12,000円 名簿登録研修講師謝金@2,500×5人×2回 25,000円
8 受講料支出	50	50	0	
9 手数料支出	10	10	0	振込手数料 10,000円
10 助成金支出	320	448	△ 128	後見活動費助成@64,000×5件 320,000円
11 運営費支出	180	180	0	事務局運営費@15,000×12月 180,000円
12 日本社会福祉士会活動負担金支出	313	168	145	活動負担金@845×90、保険料@1600×110 252,050円 ばあとなあ活動報告システム負担金 60,000円
2 管理費支出	8,745	8,740	5	
1 事務局費支出	4,825	4,835	△ 10	事務局費2人 4,825,000円
1 職員給料支出	3,534	3,534	0	職員給料 3,534,000円
2 職員賞与支出	551	551	0	職員賞与 551,000円
3 法定福利費支出	740	750	△ 10	法定福利費 740,000円

(単位：千円)

科 目	2023年度 予算額	2022年度 予算額	増 減	摘 要
2 会議費支出	473	473	0	正副会長会、理事会、委員長会議 198,000 円 総会(2回) 240,000 円 災害支援プロジェクト検討会 35,000 円
1 会議費支出	10	10	0	
2 旅費交通費支出	154	154	0	役員、委員旅費 154,000 円
3 通信運搬費支出	135	135	0	
4 消耗品費支出	2	2	0	
5 印刷製本費支出	120	120	0	
6 使用料及び賃借料支出	46	46	0	会場使用料等
7 手数料支出	6	6	0	振込手数料
3 事務諸費支出	1,448	1,508	△ 60	
1 旅費交通費支出	123	123	0	日本社会福祉士会生涯研修会議等旅費 123,000 円
2 通信運搬費支出	52	52	0	
3 消耗品費支出	40	40	0	コピー用紙等 25,000 円 事務消耗品 15,000 円
4 印刷製本費支出	50	50	0	複写機使用料@5,000×12月 50,000 円
5 使用料及び賃借料支出	830	875	△ 45	事務所使用料 100,000 円 倉庫賃借料 102,000 円 自家用車借上げ料 20,000 円 複写機リース料@20,400×12月 205,000 円 電話機リース料(2台)@7,000×12月 70,000 円 パソコンリース料(2台)@11,000×12月 110,000 円 会計システムリース料・保守料 168,000 円 人事労務・業務予定ソフト契約料 55,000 円
6 諸謝金支出	1	1	0	
7 委託費支出	140	140	0	事務委託費@600×349(108000×120%)、証明書10,083 140,000 円
8 手数料支出	164	185	△ 21	ビジネスI B基本手数料@550×12月 6,600 円 税理士相談@11,000×12月 132,000 円 振込手数料 25,400 円
9 租税公課支出	33	22	11	法人県民税 22,000 円 法人市民税 0 円 登記手数料 11,000 円
10 什器備品費支出	15	20	△ 5	物品購入費 15,000 円
3 諸会費支出	1,775	1,725	50	
1 日本社会福祉士会会費支出	1,775	1,725	50	日本社会会費@5,000×会員数(355) 1,775,000 円
4 負担金支出	224	199	25	
1 県社協負担金支出	59	34	25	県社協会費 4,000 円 庁舎利用負担金(共益費) 55,000 円
2 その他負担金支出	165	165	0	I C T関連運営費負担金 165,000 円
3 繰出金	0	0	0	
事業活動支出小計(B)	15,917	15,983	△ 66	
事業活動収支差額(C)=(A)-(B)	△ 2,250	△ 2,500	250	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入	0	850	△ 850	
1 特定資産取崩収入	0	850	△ 850	
1 備品等取得資産積立取崩収入	0	850	△ 850	
投資活動収入計(D)	0	850	△ 850	
2 投資活動支出				
1 特定資産支出	0	0	0	
1 備品等取得資産積立支出	0	0	0	
2 成年後見活動資金積立支出	0	0	0	
投資活動支出計(E)	0	0	0	
投資活動収支差額(F)=(D)-(E)	0	850	△ 850	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入	0	0	0	
財務活動収入計(G)	0	0	0	
2 財務活動支出	0	0	0	
財務活動支出計(H)	0	0	0	
財務活動収支差額(I)=(G)-(H)	0	0	0	
IV 予備費支出(J)	100	100	0	
当期収支差額(K)=(C)+(F)+(I)-(J)	△ 2,350	△ 1,750	△ 600	
前期繰越収支差額(L)	3,000	2,000	1,000	
次期繰越収支差額(K)+(L)	650	250	400	

一般社団法人 鳥取県社会福祉士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人鳥取県社会福祉士会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする鳥取県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業
- (2) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (3) 社会福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業
- (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (5) 社会福祉の援助を必要とする鳥取県民の生活と権利の擁護に関する事業
- (6) 国内外の社会福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉その他の専門職団体等との連携に関する事業
- (7) 社会福祉施設並びに福祉サービスの機能及び質の向上並びにその評価に関する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人は、社員総会及び理事のほか、理事会、監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「社会福祉士法」という。）第28条の規定により社会福祉士として現に登録されている者であり、鳥取県内に住所又は勤務先を有し、当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。

- (1) 苦情を申立てられ、または綱紀委員会、理事会等で会員としての身分について審議中の者
- (2) 成年後見人、任意後見人、成年後見監督人、任意後見監督人等を受任中の者
- (3) その他会長が退会を認めることが不相当と判断する者

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他当法人の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- (2) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 社会福祉士法第32条又は第33条により、社会福祉士としての登録を取り消され又は消除されたとき
- (5) 社団法人日本社会福祉士会の会員資格を喪失したとき
- (6) 総正会員が同意したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

3 資格を喪失した正会員は、一般法人法上の当法人の社員としての地位を失う。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散、合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年2回、毎事業年度開始前2ヶ月以内及び終了後3ヶ月以内で開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、その社員総会に出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代

理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決、報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 理事のうち、1名の常務理事と6名以内の常任理事をおくことができるものとする。

4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、常務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。

2 会長、副会長、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 役員を選任に関する事項は、規則で定める。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示を受けて、この法人の業務を執行する。
- 5 常任理事は、当法人の常務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、常務理事及び常任理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して4期(8年)を超えて選任されることはできない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等(報酬・賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益をいう。)の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会規則によるものとする。

(責任免除)

第33条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定

める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第34条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第35条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、常務理事及び常任理事の選任及び解任
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第33条の責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合

は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 ただし、前項に係わらず、会長及び業務執行理事は、3ヶ月に一回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事のうち1名以上及び監事が署名・押印しなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議を得て、会長が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲で行うものとする。

(代替基金の積立)

第50条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第51条 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を

達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するとき、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第52条 当法人の事業年度は、毎年4月1日には始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類(附属証明書を含む)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 第1項の規定により報告された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動報告の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第56条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第58条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第59条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第61条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第63条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第64条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第65条 当法人の設立役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事	松村	久
設立時理事	井上	零子
設立時理事	垣屋	稲二良
設立時理事	手島	孝人
設立時理事	徳本	久美子
設立時理事	平田	雅人
設立時理事	中川	正純
設立時理事	出垣	仁志
設立時理事	小坂	一
設立時監事	河津	薫
設立時監事	前田	啓喜

第66条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりとする。

- 設立時社員 1 住所 鳥取県 [REDACTED]
氏名 松村 久
- 2 住所 鳥取県 [REDACTED]
氏名 井上 零子
- 3 住所 鳥取県 [REDACTED]
氏名 垣屋 稲二良

(法令の準拠)

第67条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人鳥取県社会福祉士会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年3月20日

設立時社員 松村 久 印
設立時社員 井上 零子 印
設立時社員 垣屋 稲二良 印

付則

この定款の変更は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。